

説 明 書

放射線影響研究所・広島大学合築建物実施設計・監理業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

記

1 公示日 2023年 4月 3日(月)

2 発注者 公益財団法人 放射線影響研究所

3 業務概要

(1) 業務名 放射線影響研究所・広島大学合築建物実施設計・監理業務

(2) 業務内容 放射線影響研究所及び広島大学合築建物の新営工事に於ける建物実施設計業務及び施工監理業務

(3) 履行期間(予定)

(設計業務 契約締結日の翌日から2024年1月31日)

(監理業務 2024年5月1日から2025年9月30日)

(4) 業務の詳細説明 別紙の「実施設計・監理業務委託特記仕様書」のとおり

(5) その他

本業務は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する。

(6) 予算額(契約限度額) 233,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

4 担当課

〒732-0815 広島県広島市南区比治山公園5-2

公益財団法人 放射線影響研究所 事務局用度課(吉村・安原)

TEL 082-263-2477 FAX 082-261-3133 E-MAIL supply@rerf.or.jp

※本プロポーザルに関する質疑は、件名に「【プロポーザル質疑】事業者名」と記載した電子メールにて行うこと。受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

5 選定方針

(1) 審査方式 受注候補者の選定は、二段階審査方式で行う。

(2) 審査主体 参加申込書及び技術提案書等の審査は、当研究所が設置する委託業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(3) 第1次審査 参加申込書等の内容について書類審査を行い、5者程度を選定する。

(4) 第2次審査 第1次審査で選定された者から提出された技術提案書等の内容について、ヒアリングを実施したうえで評価を行い、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。なお、第1次審査における審査結果(採点)は、第2次審査に持ち越すものとする。

(5) その他 審査委員会の委員構成については、審査の公正性の観点から、公表しないものとする。

6 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

7 特記仕様書、設計図等の閲覧

本プロポーザルに参加予定の者に圧縮ファイルのパスワードを通知する。
記名押印済み「秘密保持誓約書」(別紙1)の写しを、上記4の担当課まで電子メールにて送付すること。

8 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

9 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- ① 国における令和5年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 経営状態が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行爲がないこと。
- ④ 2008年度以降に完成・引渡し完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の5階建て以上且つ設計対象延べ面積3,900㎡以上の建物で新営工事の設計業務の実績を有すること。
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥ 広島県内に本店、支店又は営業所が所在すること。(緊急事態宣言等が出された場合でも対応可能なこと)
- ⑦ 一級建築士の資格を有する技術者を当該業務に配置できること。
- ⑧ 公益財団法人放射線影響研究所 反社会的勢力への対応に関する 規程 第 2 条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。

10 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 企業の技術力、実績【審査のウェイトは100分の30】
資格、同種又は類似業務の実績、企業の信頼性・社会性
- (2) 担当技術者の能力【審査のウェイトは100分の70】
資格及び経験、技術研鑽への取り組み、同種又は類似業務の実績

11 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業の技術力、実績【審査のウェイトは100分の8】
資格、同種又は類似業務の実績、企業の信頼性・社会性
- (2) 担当技術者の能力【審査のウェイトは100分の19】
資格及び経験、技術研鑽への取り組み、同種又は類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針【審査のウェイトは100分の30】
業務内容の理解度、実施方針・工程の妥当性
- (4) 課題についての提案【審査のウェイトは100分の39】
提案の的確性、技術提案の内容、説得力、独創性
 - ① 施設の機能・品質確保・コスト縮減を前提とした、二酸化炭素排出量の削減のための省エネルギーを行うに当たっての方策
 - ② 施設の機能・品質確保を前提とした、工期短縮及びコスト縮減を行うに当たっての方策
 - ③ 建設予定地の環境、建物(診療所を併設した研究施設)及び施設の利用者の特性をふまえた外観

イメージの提案

(5) プレゼンテーション、ヒアリング【審査のウェイトは100分の4】

専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

12 公示の写し 別紙「公示」のとおり

13 契約書作成の可否等 要 別紙「契約書」(圧縮ファイルに収納)により契約書を作成する。

14 支払条件 業務委託料は、請求に基づき、各年度 1回支払う。

15 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

(1) 上記9に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、下記18(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 2023年 4月14日(金) 16時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出方法 上記4へ持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。
- ③ 提出場所 上記4に同じ
- ④ 提出部数 参加表明書 1部
秘密保持誓約書(別紙1) 1部
技術資料 8部

16 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、上記9に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記15(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、上記7(1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、下記18(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 上記9に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、上記10に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を5者程度選定する。
- (3) 上記(2)の選定の結果は、書面により通知する。

17 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)により、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 2023年 5月 2日(火) 16時00分
 - ② 提出場所 上記4に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 2023年 5月 12日(金)
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

18 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 上記16(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 2023年 5月11日(木) 16時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
 - ② 提出場所 上記4に同じ

- ③ 提出方法 上記4へ持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。)すること。
- ④ 提出部数 技術提案書 1部
技術資料 8部

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

19 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、上記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記18(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記9に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、上記11に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、書面により通知する。

20 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 2023年 6月6日(火) 16時00分
 - ② 提出場所 上記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。)すること。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 2023年 6月 15日(木)
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

21 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 2023年 4月25日(火) 16時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
 - ② 提出場所 上記3に同じ
 - ③ 提出方法 上記3へ持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。)すること。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 2023年 4月28日(金)
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

22 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に当研究所を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合、若しくは参加表明者

- が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある
 - ア 「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - (5) 手続における交渉の有無 無
 - (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
 - (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4に同じ
 - (8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。
なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
 - (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
 - (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
 - (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
 - (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に書面により、放射線影響所に対して、再苦情の申立てを行うことができる。
なお、再苦情申立ての受付期間及び受付窓口等は次のとおりとする。
 - ① 受付期間 2023年 6月26日（月）土曜日、日曜日及び休日を除く
9時00分から16時00分まで
 - ② 受付窓口及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、上記3に同じ。
 - (14) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。